

2022年1月27日 全13頁

# 2022年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）

金融調査部 主任研究員 金本悠希

## [要約]

- 2022年以降も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制（銀行等の健全性規制）に関連する主な動きをまとめた。
- 2023年3月31日から、国際統一基準行と内部モデルを用いる国内基準行にバーゼルⅢの最終化による見直しが適用される。一方、内部モデルを用いない国内基準行は、2年後ろ倒しして、2025年3月31日から適用される。
- 2023年3月31日に、派生商品取引の与信相当額の算出方法の経過措置が終了し、国際統一基準行や内部格付手法採用行等はカレント・エクスポージャー方式を利用できなくなる（内部格付手法等を利用しない国内基準行は、引き続き同方式を利用可能）。

## <目次>

はじめに	1
1. 2022年以降の制度改正	2
2. 信用リスク・アセットの算出手法の見直し	3
3. CVAリスク相当額の算出手法の見直し	4
4. マーケット・リスク相当額の算出手法の見直し	7
5. オペレーショナル・リスク相当額の算出手法の見直し	9
6. 資本フロアの導入	10
7. レバレッジ比率規制の見直し	10
8. バーゼルⅢの最終化による見直しの適用時期	11
9. その他の見直し	12

## はじめに

2022年以降も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制（銀行等の健全性規制）に関して、バーゼルⅢの最終化及びその他の見直しについて、金融庁が昨年公表した告示改正案<sup>1</sup>を基に解説する。

<sup>1</sup> 2021年3月に[オペレーショナル・リスクの見直し案](#)、同年9月に、[信用リスク、マーケット・リスク、CVA（信用評価調整）リスクの見直し案](#)、同年10月に[レバレッジ比率規制の見直し案](#)が公表されている。さらに、同年12月に[適用時期](#)について公表されている。

## 1. 2022年以降の制度改正

2022年以降のバーゼル規制に関する主な見直しは、以下の通りである。

図表1 バーゼル規制に関する主な見直し

時期	内容
2022年3月31日	◆3メガバンクに対する TLAC 規制（※1）の水準引き上げ
2023年3月31日（※2）	◆ <b>バーゼルⅢの最終化の適用【国際統一基準行、内部モデルを用いる国内基準行】</b> ○自己資本比率規制関連 <本稿2.～6.参照> ・信用リスク・アセット（※3）、マーケット・リスク相当額、オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の見直し、「資本フロア」の導入 ○レバレッジ比率規制関連 <本稿7.参照> ・G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に対するバッファの導入
2024年3月31日	◆野村HDに対する TLAC 規制の水準引き上げ ◆レバレッジ比率規制の特例の終了 <本稿9.（2）参照>
2025年3月31日	◆ <b>バーゼルⅢの最終化の適用【内部モデルを用いない国内基準行】</b> ○自己資本比率規制関連 ・信用リスク・アセット、マーケット・リスク相当額、オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の見直し

（※1）G-SIBs等（我が国では、3メガバンクと野村HD）に対して、資本・負債で構成される TLAC（Total Loss-Absorbing Capacity. 総損失吸収力）を一定水準備えることを求める規制。

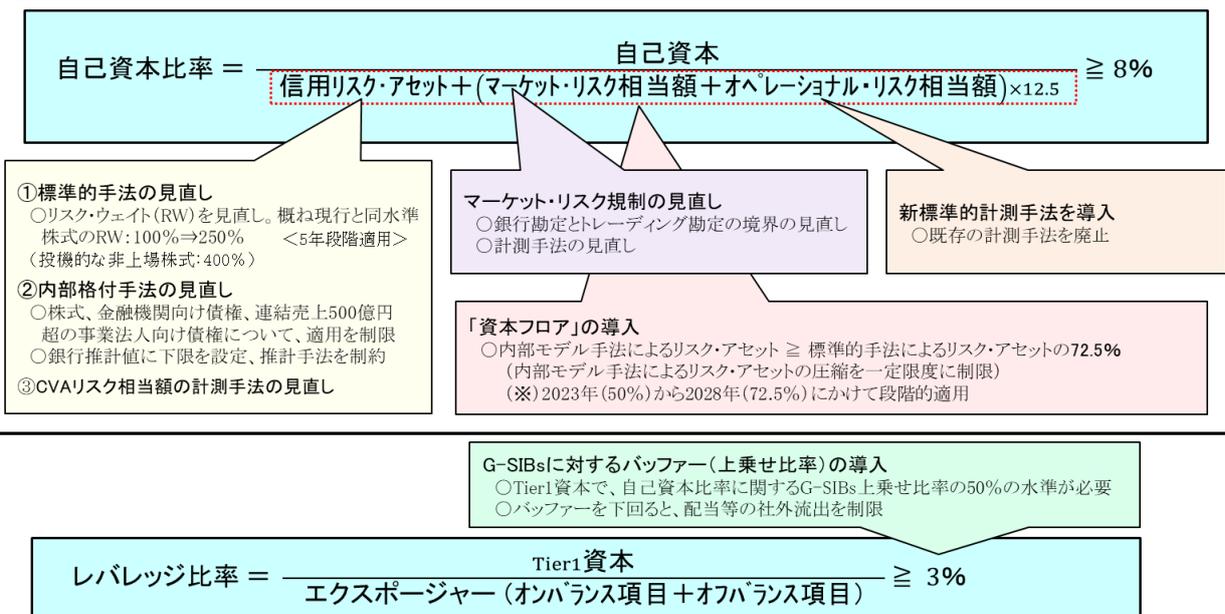
（※2）金融庁が、国際情勢等を見ながら、2023年3月31日とするか検討中（2021年12月時点）。

（※3）派生商品取引の与信相当額の算出手法の経過措置の終了を含む <本稿9.（1）参照>。

（出所）自己資本比率規制等の告示改正案を基に大和総研作成

図表1の通り、バーゼルⅢの最終化が、国際統一基準行と内部モデルを用いる国内基準行には2023年3月31日から、内部モデルを用いない国内基準行（後述8.参照）には2025年3月31日から適用される。バーゼルⅢの最終化には、以下の通り様々な見直しが含まれている。

図表2 バーゼルⅢの最終化の全体像（※）



（※）マーケット・リスク規制の見直しはバーゼルⅢの最終化より前にいったん合意されていたが、バーゼルⅢの最終化の際に、施行時期がバーゼルⅢの最終化と同じ時期に変更された。

（出所）自己資本比率規制等の告示改正案を基に大和総研作成

## 2. 信用リスク・アセットの算出手法の見直し

### (1) 標準的手法の見直し

信用リスク・アセットの標準的手法の主な見直しは図表3の通りである。

図表3 標準的手法の主な見直し

		現行告示	告示改正案
リスク・ウェイト (RW) の見直し			
金融機関向け債権		設立国政府の格付を参照、RW=20~150% (我が国の金融機関向け債権は RW=20%)	<b>貸出先</b> の格付 (※1) 又は自己資本比率規制等の充足度を参照、RW=20~150%
事業法人向け債権		格付を参照、RW=20~150% (無格付の場合、100%)	格付を参照、RW=20%~150% (BBB の場合の RW を 100% から <b>75%</b> に引下げ。無格付の場合、中堅中小企業は <b>85%</b> 、それ以外は 100%)
リテール (中小企業、個人向け)		中小企業・個人：RW=75%	<b>適格中堅中小企業</b> (※2) ・個人：RW=75% (一定の場合 (※3) は <b>45%</b> )
株式		RW=100%	<b>RW=250%</b> (投機的な非上場株式： <b>400%</b> ) (※4)
劣後債	国際行 が保有	金融機関発行：RW=100% 事業法人発行：格付を参照	一律、RW= <b>150%</b>
	国内行 が保有	金融機関発行：RW=250% 事業法人発行：格付を参照	金融機関発行：RW=250% 事業法人発行：RW= <b>150%</b>
TLAC 債・ 同順位債	国際行 が保有	ダブル・ギアリング規制の対象。資本控除とならなかった部分は、金融機関向け債権	ダブル・ギアリング規制の対象。資本控除とならなかった部分は、RW= <b>150%</b>
	国内行 が保有	自らの自己資本の 5% 相当額まで、金融機関向け債権。当該額を超える部分は、RW=150%	一律、RW= <b>150%</b> (※5)
住宅ローン	自己居 住用	抵当権で完全に保全されている場合、 RW=35%	LTV 比率 (※6) を参照、RW= <b>20%~70%</b> (国内行は、抵当権で完全に保全されているか に応じた判定方法 (RW=35%/75%) も可)
	賃貸用	抵当権で完全に保全されていない場合、 RW=75%	LTV 比率を参照、RW= <b>30%~105%</b> (国内行は、抵当権で完全に保全されているか に応じた判定方法 (RW=75%/105%) も可)
事業用不動産 関連債権		RW=100%	LTV 比率を参照、RW= <b>70%~110%</b>
与信相当額の算出方法の見直し			
コミットメントの 掛目		・ 無条件で取消可能=0% ・ その他=20% (1 年以内)、50% (1 年超)	・ 無条件で取消可能= <b>10%</b> (※7) ・ その他=40%

(※1) 暗黙の政府支援を勘案していないものを用いなければならない (ただし、この措置は 5 年間不適用)。

(※2) 適用日から 6 年間は、現行告示の中小企業に該当すれば、中堅中小企業と扱うことができる。

(※3) クレジット・カード与信のうち過去 12 カ月間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去 12 カ月間に引出実績のない当座貸越。

(※4) 5 年間で段階的に引き上げ (内部モデルを用いない国内基準行は、引き上げ時期を 1 年延期可)。

(※5) 2019 年 3 月 31 日以前から継続保有している TLAC 債は、2029 年 3 月 30 日まで (現行告示の下での) 金融機関向け債権と扱うことができる。

(※6) LTV (Loan To Value) 比率は、不動産関連債権の額を担保価値の額 (不動産額) で割った比率。

(※7) 個人向けのクレジットカードに係るものに関して、内部モデルを用いない国内基準行については、5 年間で段階的に引き上げ (引き上げ時期を 1 年延期可)。

(出所) 現行告示、告示改正案を基に大和総研作成

## (2) 内部格付手法の見直し

内部格付手法の主な見直しは、以下の通りである。

- ①アセット・クラスごとの内部格付手法の適用
- ②一定のエクスポージャーに対する内部格付手法の利用制限
  - ・株式には、内部格付手法の利用が認められない（標準的手法のみ）
  - ・金融機関と連結売上高が 500 億円超の事業法人に対するエクスポージャーには、先進的内部格付手法の利用が認められない
- ③デフォルト時損失率などのパラメータの見直し
- ④スケーリング・ファクター（※）の廃止
- ⑤資本フロアの導入（後述 6. 参照）

（※）信用リスク・アセットの額を 1.06 倍する調整のことを指す。

## 3. CVA リスク相当額の算出手法の見直し

### (1) 現行制度

CVA（信用評価調整。Credit Valuation Adjustment）とは、取引相手方の信用力を派生商品取引（デリバティブ取引）の評価額に反映させる価格調整を指す<sup>2</sup>。取引相手方の信用力低下などにより、CVA の額が変動するリスクを CVA リスクという。

自己資本比率規制では、CVA リスク相当額を 12.5 倍した額が、信用リスク・アセットの額として自己資本比率の分母に算入される。現行告示では、CVA リスク相当額は、派生商品取引のうち、中央清算機関の清算対象となるものなどを除いたもの（非清算 OTC デリバティブ取引）について算出される。算出方式は以下の 3 つが定められている。

図表 4 現行告示における CVA リスク相当額の算出方式

	CVA リスク相当額
①簡便的リスク測定方式（※1）	非清算 OTC デリバティブ取引の信用リスク・アセットの額×12%
②標準的リスク測定方式	取引相手方の格付に応じた掛目、与信相当額、マチュリティ等を所定の算式に代入して算出した額
③先進的リスク測定方式（※2）	内部モデルを用いて算出した「CVA VaR」「CVA ストレス VaR」のそれぞれを 3 倍した額の合計額

（※1）信用リスク・アセットの内部格付手法、マーケット・リスク相当額の内部モデル方式、オペレーショナル・リスク相当額の先進的計測手法、派生商品取引の与信相当額の期待エクスポージャー方式のいずれも採用していない国内基準行が利用できる。

（※2）この方式を利用するためには、金融庁長官の承認を得る必要がある。

（出所）現行告示を基に大和総研作成

<sup>2</sup> 例えば、派生商品取引の公正価値評価額が、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合に 1 億円で、取引相手方の信用リスクを勘案した場合に 9,800 万円であれば、CVA はその差額の 200 万円となる。

## (2) 告示改正案による見直し

### (ア) 算出対象の拡大

現行告示において CVA リスク相当額の算出対象は、非清算 OTC デリバティブ取引とされているが、告示改正案では、「財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引」が追加された。ただし、重要性が低いものや、中央清算機関等の清算対象等は CVA リスク相当額の算出対象から除かれる。

### (イ) 算出方式の見直し

告示改正案では、CVA リスク相当額の算出方式として、以下の 3 つの方式が定められている。

- ①簡便法
- ②BA-CVA (基礎的方式)
- ③SA-CVA (標準的方式)

このうち③SA-CVA は、財務会計上 CVA を計測している銀行が、その計測モデルに基づいて算出する CVA を基に CVA リスク相当額を算出する方式であり、採用する場合は金融庁長官の承認を得る必要がある。以下、簡便法と BA-CVA について解説する。

#### (i) 簡便法

簡便法では、現行告示の簡便的リスク測定方式と同様、CVA リスク相当額は「非清算 OTC デリバティブ取引×12%」とされる。

簡便法が認められる銀行は、**非清算 OTC デリバティブ取引の想定元本の合計額が 10 兆円以下の国内基準行**に限られる。簡便法では、ポートフォリオの一部に BA-CVA や SA-CVA を適用することは認められず、また、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) 等によるヘッジ効果を反映することはできない。

#### (ii) BA-CVA

BA-CVA による CVA リスク相当額の算出について、CDS 等によるヘッジ効果を勘案しない場合の算出方法と、ヘッジ効果を勘案する場合の算出方法は次の通りである。

まず、ヘッジ効果を勘案しない場合の CVA リスク相当額は、取引相手方ごとに算出された CVA 資本賦課額 (SCVA<sub>c</sub>) を所定の算式で合算した額 (K<sub>reduced</sub>) に、割引係数 (0.65) をかけることにより算出される。具体的には、CVA リスク相当額は、以下のように算出される。

CVA リスク相当額 = 0.65 × K<sub>reduced</sub>

$$K_{reduced} = \sqrt{(\rho \cdot \sum_c SCVA_c)^2 + (1 - \rho^2) \cdot \sum_c SCVA_c^2} \quad (\ast 1)$$

$\rho : 0.5$

$$SCVA_c = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_c \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

- $\alpha$  : 1.4 (※2)
- $RW_c$  : 取引相手方のセクターと信用力に応じて、以下の表で定められるリスク・ウェイト

セクター	投資適格	投機的格付及び無格付
中央銀行及び多国間開発銀行を含むソブリン	0.5%	2.0%
地方自治体、政府支援法人及び教育・行政機関	1.0%	4.0%
政府系金融機関を含む金融	5.0%	12.0%
資源開発、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業	3.0%	7.0%
消費財・サービス、運輸及び保管並びに行政支援サービス業	3.0%	8.5%
テクノロジー及び通信	2.0%	5.5%
ヘルスケア、公益事業及び専門・技術活動	1.5%	5.0%
その他のセクター	5.0%	12.0%

- $M_{NS}$  : ネットィング・セットに対する実効マチュリティ (※3)
- $EAD_{NS}$  : ネットィング・セットの与信相当額 (※4)
- $DF_{NS}$  : 以下の算式で算出されるディスカウント・ファクター (※5)

$$DF_{NS} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

- $\exp(x)$  : 自然対数の底 (2.718...) の x 乗

(※1) 告示改正案では1つ目の項 ( $(\rho \cdot \sum_c SCVA_c)^2$ ) しかルートの中に入っていないが、バーゼル銀行監督委員会の規則文書では上記の算式となっているため、ここでは同規則文書に従って記載している。

(※2) 期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出する場合で、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、保守的な値を用いる。

(※3) 告示改正案 158 条を準用して算出する。

(※4) カレント・エクスポージャー方式、SA-CCR 又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。

(※5) 期待エクスポージャー方式採用行の場合は1とする。

次に、ヘッジ効果を勘案する場合について、ヘッジ効果を反映させることができる取引として、以下の CDS が認められる。

- ①取引相手方を参照するシングル・ネーム CDS、シングル・ネームのコンティンジェント CDS (※)
- ②取引相手方と法的に関連する企業や同一セクター・地域に属する企業を参照するシングル・ネーム CDS、シングル・ネームのコンティンジェント CDS (いわゆるプロキシ・ヘッジ)
- ③インデックス CDS

(※) 一般に、対象とするデリバティブ取引の時価の変動に応じて想定元本額が変動する CDS を指す。

ヘッジ効果を勘案する場合の CVA リスク相当額は、取引相手方ごとに算出された CVA 資本賦課額と上記①～③の CDS によるヘッジ効果の値 (及び上記②のヘッジについてのヘッジのずれの値) を所定の算式に代入して算出する (具体的な算式について、告示改正案 270 条の 3 の 3 参照)。

## 4. マーケット・リスク相当額の算出手法の見直し

### (1) 不算入特例の見直し

現行告示ではマーケット・リスク相当額の不算入特例が認められ、特定取引勘定<sup>3</sup>の資産・負債の合計額が、1,000億円未満であり、かつ、総資産の10%未満の場合、自己資本比率の分母にマーケット・リスク相当額を算入しないことが認められている。

告示改正案では、このマーケット・リスク相当額の不算入特例が厳格化され、不算入特例が適用されるには、上記に加えて以下を満たすことも必要となる。

- 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションが、以下の両方を満たすこと
- (a) 1,000億円未満
  - (b) 「外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションに他のリスク・アセットを加えた額」(※)の10%未満

(※) 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションに、信用リスク・アセットの額と、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を12.5倍した額を加えた額。

### (2) トレーディング勘定とバンキング勘定の境界の明確化

銀行は、保有する(金融)商品进行分类するため、トレーディング勘定とバンキング勘定を設け、保有商品をいずれかに分類しなければならない。ただし、不算入特例に該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類することが求められる。

告示改正案では、トレーディング勘定とバンキング勘定の境界が明確化され、一定の商品は原則としてトレーディング勘定に分類する必要がある。ただし、そのような商品でも、トレーディング目的でなければ、金融庁長官に届け出ることによってバンキング勘定に分類することが認められる。例えば、上場している株式(政策保有株式含む)は原則としてトレーディング勘定に分類されるが、要件を満たせば、バンキング勘定に分類することが認められる。

自己資本比率の計算において、トレーディング勘定に分類された商品がマーケット・リスク相当額の算出対象となる。ただし、バンキング勘定に分類された商品でも、その外国為替リスク及びコモディティ・リスクはマーケット・リスク相当額を算出しなければならない。

### (3) マーケット・リスク相当額の算出手法の見直し

現行告示では、マーケット・リスク相当額の算出方法として、所定の方式で算出する「標準的方式」と、各行の内部モデルにより算出する「内部モデル方式」がある。内部モデル方式を採用する場合、金融庁長官の承認を受ける必要がある。告示改正案では、両方の方式が大幅に見直され、また、新たに簡易的方式が導入されている。

内部モデル方式について、現行告示ではマーケット・リスク相当額を算出する指標として、VaR

<sup>3</sup> 特定取引勘定を設置していない銀行の場合、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定。

(Value at Risk。一定の確率の下で発生し得る最大損失額) が用いられている。見直し後は、指標として、発生確率は低いものの、発生すると巨額の損失をもたらすリスク (テールリスク) を捕捉する「期待ショート・フォール」が用いられるようになる。

次に、見直し後の標準的方式のマーケット・リスク相当額は、以下の額の合計額である。

- ① リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額
- ② (クレジット系商品・株式に係る) デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額
- ③ (複雑な商品に係る) 残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額

上記①は、商品価値に影響を与える要因が変動した場合に、商品価値がいくら変動するかを表す「感応度」に基づいて算出される。上記②は、トレーディング勘定に分類される商品でも発行体がデフォルトした場合は、商品を保有している銀行に損失が生じるため、その損失額を(信用リスク・アセットではなく)マーケット・リスク相当額として算出するものである。上記③は商品が複雑なデリバティブ等である場合に算出する必要があるが、そのような商品に該当しなければ、上記①と②だけを算出すればよい。

新たな簡易的方式では、マーケット・リスク相当額は、現行の標準的方式による各リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額に、それぞれ図表5の掛目をかけた額の合計額として算出される。

**図表5 簡易的方式の掛目**

金利リスク	株式リスク	外国為替リスク	コモディティ・リスク
1.3	3.5	1.2	1.9

(出所) 告示改正案を基に大和総研作成

ただし、簡易的方式は、以下の全ての要件を満たし、内部モデル方式を用いない銀行でなければ用いることができない。

- ① 特定取引勘定 (※) の資産・負債の合計額が、1,000 億円未満
- ② 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、1,000 億円未満

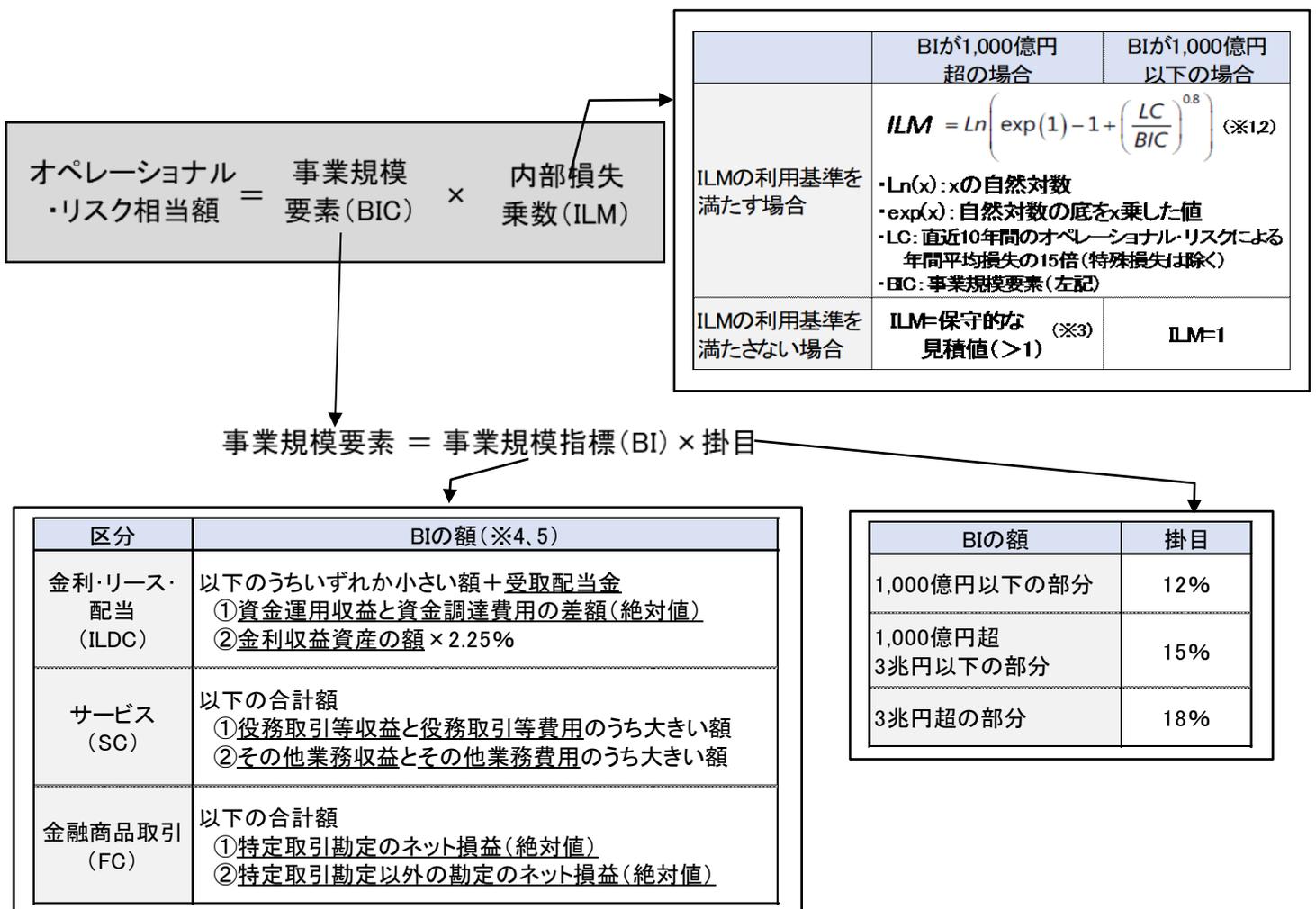
(※) 特定取引勘定を設置していない銀行の場合、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定。

## 5. オペレーショナル・リスク相当額の算出手法の見直し

現行告示では、オペレーショナル・リスク相当額の算出手法として、オペレーショナル・リスク相当額を粗利益の15%とする基礎的手法、8つの業務区分ごとの粗利益に所定の掛目をかけて算出する粗利益配分手法、内部モデルによって算出する先進的計測手法、の3つの手法が認められている。

告示改正案では、オペレーショナル・リスク相当額の算出手法が見直され、新たな標準的計測手法のみが認められるようになる。同手法の概要は図表6の通りである。

図表6 オペレーショナル・リスク相当額の新たな標準的計測手法



(※1) BIが1,000億円以下の場合、ILM=1とする扱いも認められる。

(※2) 本扱いを適用する場合、金融庁長官の承認が必要。

(※3) 本扱いを適用する場合、金融庁長官の承認が必要。承認を受けられなければ、ILMに金融庁長官が指定した値を適用しなければならない。

(※4) 図表中の下線の項目は、直近3年間の平均値を合計した額を用いる。

(※5) BIの算出において、金融庁長官の承認を受けて、処分した連結子法人等又は事業部門を除外することができる。

(出所) 告示改正案を基に大和総研作成

## 6. 資本フロアの導入

告示改正案では、「資本フロア」が導入され、内部格付手法等を使用した場合の自己資本比率の分母は、標準的手法等で算出した額の一定割合が下限とされる。具体的には、以下のいずれかに該当する銀行は、自己資本比率の分母が、後述の「標準的な手法」で算出した額の「一定割合」が下限となる。

- ①信用リスク・アセットに係る内部格付手法採用行
- ②マーケット・リスク相当額に係る内部モデル方式採用行
- ③派生商品取引の与信相当額に係る期待エクスポージャー方式の承認を受けた、(信用リスク・アセットに係る) 標準的手法採用行

上記の「一定割合」は、原則として **72.5%** である。ただし、2023年3月31日より前に内部格付手法の承認を受けていた銀行は、この割合は図表7のように段階的に引き上げられる。

**図表7 資本フロアの段階的引き上げ**

2023/3/31～ 2024/3/30	2024/3/31～ 2025/3/30	2025/3/31～ 2026/3/30	2026/3/31～ 2027/3/30	2027/3/31～ 2028/3/30	2028/3/31～
50%	55%	60%	65%	70%	72.5%

(出所) 告示改正案を基に大和総研作成

上記の「標準的な手法」は、以下のリスクの区分に応じて定められた手法(複数の手法がある場合は、そのうちいずれかの手法)である。

- ①信用リスク：標準的手法 (※)
- ②信用リスクのうち証券化エクスポージャー：外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式
- ③信用リスクのうちCVAリスク：BA-CVA(基礎的方式)、SA-CVA(標準的方式)、簡便法
- ④マーケット・リスク：標準的方式、簡易的方式
- ⑤オペレーショナル・リスク：標準的計測手法

(※) 派生商品取引・長期決済期間取引の与信相当額は、SA-CCRにより算出する。

## 7. レバレッジ比率規制の見直し

### (1) G-SIB に対するバッファの導入

自己資本比率規制において、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)に対しては、自己資本比率の最低水準に一定水準(1.0%~2.5%)のバッファが上乘せされている。G-SIBはこのバッファが毀損した場合、配当や自己株式の取得等の利益の社外流出が制限される。

「バーゼルⅢの最終化」では、G-SIBに対してレバレッジ比率規制のバッファが設けられ、その水準は自己資本比率規制のバッファの50%である(例えば、自己資本比率規制のバッファ

ァーが 1.0%である G-SIB の場合、レバレッジ比率規制のバッファーは 0.5%)。レバレッジ比率規制のバッファーも、毀損した場合は利益の社外流出が制限される。告示改正案において、レバレッジ比率規制のバッファーが導入されている。

## (2) デリバティブ取引等に関する額の算出手法の経過措置の終了

レバレッジ比率の分母に含まれる「デリバティブ取引等に関する額」の算出方法として、「SA-CCR」(Standardised Approach for measuring Counterparty Credit Risk exposures) に準じた方法が定められている。SA-CCR は、自己資本比率規制における派生商品取引の与信相当額の算出手法であり、派生商品取引のパラメータを所定の算式に代入して算出する手法である。

SA-CCR に準じた方法による算出は、2019 年 3 月のレバレッジ比率規制の改正 (2019 年 3 月 31 日から適用) の際に導入されたが、その際、経過措置として、比較的簡素なカレント・エクスポージャー方式も「当分の間」引き続き利用できることとされていた。

告示改正案により、この経過措置が、**2023 年 3 月 31 日に終了**することとされた。現行告示の下でカレント・エクスポージャー方式を利用している銀行は、経過措置終了後は、SA-CCR に準じた方法でデリバティブ取引等に関する額を算出する必要がある。

## 8. バーゼルⅢの最終化による見直しの適用時期

告示改正案の適用時期は **2023 年 3 月 31 日**とされている<sup>4</sup>。

ただし、「内部モデルを用いない国内基準行」は、2 年間適用を延期し、**2025 年 3 月 31 日**から適用することができる<sup>5</sup>。「内部モデルを用いない国内基準行」とは、以下の要件を全て満たす国内基準行が該当する。

- ①信用リスク・アセットの計算において (改正後の告示の下で) 内部格付手法を使用していない。
- ②マーケット・リスク相当額の計算において (現行告示及び改正後の告示の下で) 内部モデル方式を使用していない。
- ③オペレーショナル・リスク相当額の計算において (現行告示の下で) 先進的計測手法を使用していない。
- ④CVA リスク相当額の計算において (改正後の告示の下で) SA-CVA を使用していない。
- ⑤以下の者の子会社でない。
  - (a) 国際統一基準行 (銀行持株会社を含む)
  - (b) 内部格付手法採用行 (銀行持株会社を含む)

<sup>4</sup> ただし、金融庁は「国際情勢等を見ながら引き続き検討」するとしている ([金融庁ウェブサイト](#)参照)。

<sup>5</sup> 当初、2024 年 3 月 31 日から適用予定だったが、2021 年 12 月 24 日に、金融庁が適用時期を 2025 年 3 月 31 日に後ろ倒しすることを公表した ([金融庁ウェブサイト](#)参照)。

- (c) マーケット・リスク相当額の計算において（現行告示及び改正後の告示の下で）内部モデル方式を使用している銀行・銀行持株会社
- (d) オペレーショナル・リスク相当額の計算において（現行告示の下で）先進的計測手法を使用している銀行・銀行持株会社
- (e) 農林中央金庫
- (f) 最終指定親会社（※）

（※）特別金融商品取引業者の親会社を指す。

## 9. その他の見直し

### （1）派生商品取引の与信相当額の算出手法の経過措置の終了

派生商品取引の与信相当額の算出手法として、従来、比較的簡素な「カレント・エクスポージャー方式」と、内部モデルに基づく「期待エクスポージャー方式」が認められていたが<sup>6</sup>、2018年3月の告示改正により、派生商品取引のパラメータを所定の算式に代入して算出する「SA-CCR」が新たに認められた（2018年3月31日から適用）。

SA-CCR 導入を受け、カレント・エクスポージャー方式は、以下の全てを満たす銀行のみ利用できることとされた（告示79②、157⑥）。

- ①国内基準行である
- ②以下のいずれも利用していない
  - (a) 信用リスクに関する内部格付手法
  - (b) マーケット・リスクに関する内部モデル方式
  - (c) オペレーショナル・リスクに関する先進的計測手法
  - (d) 派生商品取引の与信相当額に関する期待エクスポージャー方式

ただし、経過措置が認められ、上記に該当しない銀行についても、「当分の間」カレント・エクスポージャー方式の利用が認められることとされていた。

この経過措置に関して、（レバレッジ比率のデリバティブ取引等に関する額の算出手法の経過措置の終了（前述7.（2）参照）にあわせて）告示改正案において、2023年3月31日に終了することが明らかにされた。2023年3月31日以後は、上記に該当しない銀行（国際統一基準行や内部格付手法採用行等）はカレント・エクスポージャー方式を利用することはできず、派生商品取引の与信相当額の算出方法として、SA-CCR か期待エクスポージャー方式を利用する必要がある。

<sup>6</sup> その他、派生商品取引の与信相当額の算出手法の「標準方式」も認められていた。

## (2) レバレッジ比率規制の特例の延長

2020年3月、日本銀行は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション」の導入を決定した。これを受け、2020年6月、金融庁は金融政策との調和を図るため、レバレッジ比率の分母から日銀預け金を除外する特例を導入した（2020年6月30日から適用）。

この特例は時限措置<sup>7</sup>とされ、2022年3月31日までとされていたが、2021年12月に、金融庁が適用期限を2024年3月31日までに延長する案を公表した。

(主な関連レポート)

拙稿「[信用リスク・アセットの算出手法の見直し](#)」(2021年11月11日大和総研レポート)

拙稿「[マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し](#)」(2021年12月17日大和総研レポート)

拙稿「[オペレーショナル・リスク算出手法の見直し案](#)」(2021年4月8日大和総研レポート)

(以上)

<sup>7</sup> 導入当初は、2021年3月31日が適用期限とされていた。